

川崎市住宅基本計画の改定について

—市民の皆様からの意見を募集します—

働き方改革や新型コロナウイルス感染症を契機とした新しいライフスタイル、災害の頻発・激甚化、脱炭素化社会の実現、高経年マンションや空家の増加など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化や新たな課題が生じていることから、新たな住宅政策の展開に向け、「川崎市住宅基本計画」を改定いたしますので、市民の皆様からの意見を募集いたします。

1 意見募集期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月27日(水)まで

※郵送は当日消印有効。持参は令和5年12月27日(水)の17時15分までとします。

2 閲覧資料

- (1) 川崎市住宅基本計画改定(案)の概要について
- (2) 川崎市住宅基本計画(案)

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階)、公文書館、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課(明治安田生命川崎ビル6階)

4 意見提出方法

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

(2) 持参

川崎市川崎区宮本町6(明治安田生命川崎ビル6階)

まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

(3) FAX(書式自由)

044-200-3970(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

(4) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの専用ページから、専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。

※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

※2 電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。

※3 御意見に対する個別の対応はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

5 問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

電話 044-200-2995 FAX 044-200-3970